

治療と仕事の両立支援について

Part.2

～よくある質問と

解決へのヒントとなる回答をあつめました!!～

ちからいし社会保険労務士事務所 力石 明枝



Q. 治療と仕事の両立について、どこに相談したらよいですか？

A. まずは、支援に必要な病状や通院頻度などの情報を集めるため、医療機関で相談しましょう。

がん診療連携拠点病院では、院内に設置されているがん相談支援センターで就労に関する相談支援が行われています。必要に応じて、産業保健総合支援センターやハローワークとも連携し相談への対応が行われます。

Q. 治療のために仕事を休みたいけど、職場に言いにくい。相談したら職場に居づらくなりませんか？

A. 職場に言いにくいかどうかは、日頃のコミュニケーションのありかたが大きくかかわってくると思います。日頃から、一緒に働く仲間とのコミュニケーションが大切です。

がんに限らず、病気になるのはお互い様です。自分じゃなくても身内の病気ということもありますし、介護など病気以外でもどうしても休まなければならないときは、誰にでもありますことですから、勇気をもって言ってみましょう。

もしかしたら自分が知らないだけで、会社には病気休暇などの制度があるかもしれません。あれば少しは気持ちが楽に休めますから、まずは情報を得るためにも言ってみることです。

居づらくなるかどうかですが、必要以上に心配されて、働くのなんて無理なんじゃないの？と思われる場合もありますから、一緒に働く仲間に病気のことを「伝えられるだけ伝える」というのができれば、それに越したことはないと思います。

そして、たとえ制度があったとしても、自分の仕事を一定期間カバーしてもらわなければならぬ仲間への感謝の気持ちを忘れないようにする。そういった人間関係づくりだけで大丈夫ではないでしょうか？がんを経験したことで、ほかの人が大変な時に気持ちがわかつてあげられる人になれ、もしかしたら、今以上に良好なコミュニケーションがとれるようになるかもしれません。

Q. 今の職場が、体力仕事しかなく、デスクワークなどの軽労働の部署がありません。生活のために仕事を続けたいのですがどうしたらよいですか？

A. 確かに、職場によっては、体力仕事しかないということもあります。まずは会社と相談してみましょう。会社によりますが、体力仕事しかないと思っていても、心から心配して、少しでも良いように考えてくれることもありますよ。

どうしても同じ職場で働くことが難しければ、ハローワークでも相談できるところがありますので、ハローワークにお問い合わせください。全国の主要ハローワークに専門相談員がいます。

Q. 一旦、退職することになりました。退職後の健康保険の加入について知りたいです。

A. 退職したら、次のどれかに加入することになります。

① 国民健康保険に加入する

② 健康保険の任意継続被保険者になる

・・・・・退職の日までに2か月以上継続して健康保険の加入期間がある人は、退職日の翌日から20日以内に申請することで、2年間、健康保険の任意継続被保険者になります。（それぞれの保険者へ申請します。）

任意継続被保険者になると、今まで会社が払ってくれていた保険料分も自分で負担することになりますが、国民健康保険に加入するより保険料が安い場合があります。

③ 健康保険の被扶養者になる

・・・・・収入などの要件を満たせば、被扶養者になることができます。被扶養者になることができれば、保険料がかかりませんので出費が抑えられます。

（国民健康保険は、被扶養者の考え方があまりませんので、それぞれで加入することになります）

Q. 再就職のために、就職活動をしています。新しい職場にどのように病気のことを伝えたらいか悩んでいます。

A. 病気への配慮が要らないのでしたら伝える必要はありませんが、それなりに配慮が必要な状況だと、面談の時に言っておくのが一番よいと思います。

会社は、通常通り働けると思って採用しています。たとえば、「満員電車がつらいので、時差出勤にさせてもらえないですか？」とか、「通院のために2週間に1回、午後からの出勤にしていただけませんか？」など、こういった形ならちゃんと働けますというアピールをしながら、働きたい気持ちを伝えてみてはいかがでしょうか。

また、病気を経験したからこそ出来ることを伝えることも強みになると思います。

◆まとめ◆～社会保険労務士さんからのメッセージ～

「今年度は感染症防止対策のため、がんサロンの開催ができないけれど、せめて患者さんやご家族に正しい情報を伝えなければと思うのですが」との愛情あふれるご依頼に、少しでもお役に立てればと思い文章を書きました。ご覧になられた方は、がんと診断されてもすぐに会社をやめなくても大丈夫かもしれないと思っていただけましたか？

私たち社会保険労務士は、会社のルールブックである就業規則も作成しますし、社会保険の手続きも行いますから、皆さんの「働くこと」にまつわるいろんなことを知っている存在です。万が一働けなくなり「障害年金を申請したい」と思ったとき、そのサポートも仕事としています。

社会保険労務士の多くは個人として、中小企業の顧問となり、または個別に会社や労働者からの相談に応じています。行政機関からの求めに応じて動く場合もありますので、まずは、相談したいことが何なのかを考えてみてください。治療と仕事のことであれば、産業保健総合支援センターの出張窓口ががん診療連携拠点病院にあります。

そこで、社会保険労務士等による相談ができます。きっと皆さんのお役に立てると思います。

この事業は広島県(がん対策課)と広島赤十字・原爆病院の共催で行っています。